
プロジェクト リスク分担型 DB の会計処理

項目 退職給付会計基準上の分類等

I. 本資料の目的

1. 本資料は、リスク分担型 DB（以下「本制度」という。）について、以下の検討を行うことを目的とする。
 - (1) 本制度の退職給付会計基準上の分類
 - (2) 退職給付制度間の移行等
 - (3) 開示
2. 本資料は、第 76 回退職給付専門委員会及び第 331 回企業会計基準委員会で用いた資料に、一部修正を加えたものであり、同専門委員会及び同委員会で聞かれた意見並びにその対応を記載している。

II. 退職給付会計基準上の分類

退職給付会計基準における取扱い

3. 退職給付会計基準では、「確定拠出制度」及び「確定給付制度」を次のように分類した上で、それぞれの制度に適用する会計処理を定めている。
 - (1) 確定拠出制度

一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度（退職給付会計基準第 4 項）
 - (2) 確定給付制度

確定拠出制度以外の退職給付制度（退職給付会計基準第 5 項）
4. また、結論の背景において、「国際的な会計基準も参考に、確定拠出制度及び確定給付制度の定義を明示したが、これまでの考え方を変えるものではない。」とされている（退職給付会計基準第 51 項）¹。

¹ 平成 10 年 6 月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する

5. なお、参考として、国際的な会計基準（IFRS 及び米国会計基準）における取扱いを別紙1に記載している。

分析

（本制度の特徴）

6. 本制度については、法令上は確定給付企業年金法に基づいて実施することとされており、給付の算定式が予め定められる企業年金制度である。また、これまでの審議において、本制度は次のような特徴を有する点が確認されている。
- (1) 確定給付企業年金制度において、予め「将来発生するリスク」を測定し、その水準を踏まえて、掛金（リスク対応掛金）の拠出を追加で行うことができる仕組みを設ける²。
 - (2) 本制度は、上記のリスク対応掛金の拠出を行う仕組みを活用し、「将来発生するリスク」のうち、事業主の掛金負担により対応する部分と加入者等の給付調整により対応する部分を労使合意により予め定める仕組みである。これによって、「将来発生するリスク」を労使間でどのように分担するかを予め定めることが可能となる³。
 - (3) 少なくとも5年ごとに行われる財政計算時に「将来発生するリスク」を再測定するが、給付改善等の制度設計に関する新たな労使合意がない限り、当初に規約に定められたリスク対応掛金の総額は見直されない。リスク対応掛金の予定拠出期間の終了後及び本制度の導入時に算定された特別掛金相当分の予定拠出期間の終了後は、標準掛金相当分のみが拠出されることとなる。
 - (4) 本制度では、毎年度における財政状態に伴い、自動的に給付額が増減する（既存の確定給付制度の給付算定式に調整率を乗じる。）こととされており、財政の均衡が常に図られる⁴（財政再計算時に当初に規約に定められた特別掛金の

意見書」では、「中小企業退職金共済制度を採用している企業や確定拠出型の企業年金制度を採用している在外子会社もある。本基準では、このような、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度に関する会計処理は示していないが、基本的には、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理することが適当であると考えられる。」とされていた。

- ² リスク対応掛金は、予め余裕を持って掛金を追加で拠出できる仕組みであり、既存の確定給付企業年金に導入することも可能である。
- ³ 労使合意に基づけば、事業主は「将来発生するリスク」の全額を掛金負担により対応する必要はない。
- ⁴ 給付額の激変緩和のために、調整率による調整を複数年度で平滑化すること（具体的には最

総額は見直されず、また追加の特別掛金は生じない。)

- (5) リスク対応掛金の拠出方法として、次のような方法が認められる⁵。各期におけるリスク対応掛金の拠出相当額は、本制度の導入時に規約に定められ、総額が決定される(ただし、基金の解散又は規約の終了時には、リスク対応掛金の未拠出分の拠出は要求されない)。

① 均等拠出

5年以上20年以内の範囲内において、予め規約で定めた期間(以下「予定拠出期間」という。)で均等に拠出する方法

② 弾力拠出

予定拠出期間毎に定められた最短期間で均等拠出した場合の額を上限、予定拠出期間で均等に拠出した場合の額を下限として、その範囲内で毎事業年度の拠出額を予め規約に定める方法

③ 定率拠出

リスク対応掛金の残額に、一定の割合(15%以上50%以下の範囲内で規約に定めた割合)を乗じて拠出する方法。予定拠出年数を予め規約に定める。

- (6) 法令上、企業がいったん拠出した掛金は、企業には返還されない。必要な給付以上の財源が残った状態で本制度が廃止又は解散される場合には、加入者と年金受給者に対して当該積立金が分配される。

- (7) 法令上、本制度が廃止又は解散される場合には財源の範囲内で給付が行われるため、企業に追加の掛金拠出は要求されない。

(確定拠出制度の定義との関係)

7. 本資料第3項に記載したとおり、現行の退職給付会計基準においては、確定拠出制度を「一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度」と定義している。この定義の中では、以下が論点になりうると考えられる。

大5年間で段階的に調整率を調整すること)も可能とされている。

- ⁵ この他に、拠出開始5年間迄の間で段階的に拠出額を引き上げる方法が認められる予定である。

- (1) 事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負うか否か。
- (2) 「一定」の掛金を外部に積み立てているか否か。

(企業による追加的な拠出義務の有無)

8. 現行の退職給付会計基準における確定拠出制度の定義の中で「追加的な拠出義務」が要件とされていることについて、特段の理由の記載はない。一般には、追加的な拠出義務がある場合には、当該義務に対して負債を計上すべき可能性があるが、追加的な拠出義務がない場合には、各期の要拠出額以外には義務を負わないため、当該義務に関する負債以外の負債は計上する必要がないとの考えに基づくものと思われる。
9. 本制度では、本資料第6項に記載したとおり、当初に規約に定められたリスク対応掛金の総額は将来にわたって見直されず、また、毎年度における財政状態に伴い、自動的に給付額が増減して財政の均衡が常に図られることとされており、企業に追加の掛金拠出が要求されないことが想定されている。したがって、基本的に、企業は追加的な拠出義務を負っていないと考えられる。

第75回退職給付専門委員会で識別された論点

10. 本制度においては、新たな労使合意を形成し、掛金（リスク対応掛金を含む。）を変更することができる規定があることに関連して、第75回退職給付専門委員会で識別された論点は、以下のとおりである。
 - (1) 本制度の導入時に、企業が、将来に給付の減額調整が生じたときに新たな労使合意を形成してリスク対応掛金を増額する旨の意向を従業員に対して示していた場合に、企業は追加的な拠出義務を負っているものとみなすかどうか。
 - (2) 本制度の導入時に、企業が、将来に給付の減額調整が生じたときに新たな労使合意を形成してリスク対応掛金を増額する旨の意向を示していなかったものの、以下の場合、企業は追加的な拠出義務を負っているものとみなすかどうか。
 - ① 実際に、給付を維持するための追加拠出を行った場合
 - ② ①を継続的に行い、実質的に給付の維持が行われる場合

第 75 回退職給付専門委員会で識別された論点への対応

11. この点、本制度の導入時に、仮に企業が、将来に給付の減額調整が生じたときに新たな労使合意を形成して掛金を増額する意向を示し、その意向が代議員会の議事録等の書面に記載されている場合、実質的に、給付の減額調整の発生時に企業が掛金を増額して給付を維持する義務を負っていると考えられる。このため、当該ケースについては、企業は追加的な拠出義務を負っていると考えられる。

一方、企業が給付の減額調整の発生時に掛金を増額する意向が口頭のみで示され文書化されていない場合には、その意向の有無を検証することは実務的に難しく、明らかに確認できる場合を除き、会計上、追加的な拠出義務を負っているものとして取り扱うことは難しいと考えられる⁶。

12. 次に、本制度の導入時等に、企業が給付の減額調整の発生時に掛金を増額する意向を従業員に示さなかったものの実際に給付を維持するための追加拠出が行われた場合や、追加拠出が継続的に行われ給付の維持が行われる場合（本資料第 10 項(2)①②参照）については、当初の意向と事後の新たな判断を峻別することは困難であり、企業が何らかの追加的な拠出義務を負っていたと推定することは難しいと考えられる。

第 76 回退職給付専門委員会で識別された論点

13. 企業による追加的な拠出義務の有無に関して、第 76 回退職給付専門委員会で識別された論点は、以下のとおりである。

(1) 制度発足当初に大量退職が発生したこと等によって、短期的に積立金不足が生じた場合には、掛金の追加拠出が必要なケースも考えられ、企業に追加的な拠出義務がないとは言い切れないのではないかと。

(2) 調整率による調整には一定の時間を要する場合があるため⁷、一定期間の経過後に給付の減額調整に対応するために労使合意に基づいてリスク対応掛金を増額した時点においては積立不足が生じている場合があり、当該掛金の増額分は実質的には積立不足の発生時に追加で義務的に拠出する特別掛金と同質のものではないかと。

⁶ 類似の規定として、退職給付信託を用いる場合に、年金資産に該当するための要件の 1 つとして「当該信託が退職給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できること」が求められている（企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 18 項(1)）。

⁷ 本資料第 6 項脚注 4 参照

(3) 文書化の有無で会計上の取扱いを区分する規定を実務対応報告等に設けるかどうかは慎重に検討すべきではないか。

また、年金制度が超長期である点を踏まえると、一定期間の経過後に、このような意向が文書化されるケースの取扱いも検討すべきではないか。

第 76 回退職給付専門委員会で識別された論点への対応

14. 本資料第 13 項(1)に記載した点については、これまでの審議において、制度発足当初に予期せず多数の離職が生じ一時的に多額の給付が発生する場合など、極めて限定的なケースにしか想定されないことが確認されており、追加的な拠出義務を負うか否かの会計上の取扱いを判断するにあたっては、必ずしも想定する必要がないと考えられるがどうか。
15. また、本資料第 13 項(2)に記載した点については、本制度は積立超過や積立不足が発生する制度ではなく、調整率による調整に一定の時間を要すること等に伴って財政上の影響が生じるとしても、将来的に更に調整率の調整を通じて給付額を増減させることによって、長期的には財政の均衡が図られることが想定されている。したがって、本制度におけるリスク対応掛金の増額は、財政の不均衡の是正を目的としたものではなく、将来の給付額が固定されている既存の確定給付企業年金制度において、積立不足の発生時に追加で義務的に拠出する特別掛金とは性質が異なるものと考えられるがどうか。
16. 本資料第 13 項(3)に記載した点については、今後、実務対応報告等の文案において検討することが考えられるがどうか。

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

17. 第 331 回企業会計基準委員会では、企業による追加的な拠出義務の有無に関する以下の意見が聞かれた。
 - 労使間で給付を維持する旨が合意されている否かが重要と考えており、具体的な文案の検討にあたっては、この点を考慮する必要がある。また、本制度において想定されている給付調整の頻度等が示されれば、文案の検討において有用かもしれない。
 - 本制度の趣旨を踏まえると、導入当初に労使間で給付を維持する旨が合意されるケースは想定できないのではないか。また、本制度が現時点で運用されてい

ない状況において、全てのケースを想定することは不可能であり、現時点では、企業が追加的な拠出義務を負っていないと整理することに違和感はない。

- 本資料第 13 項(1)に記載した点については、企業に追加的な拠出義務がないと判断するためには、労使間で何らかの追加的な合意が必要かもしれない。また、短期的に生じた積立金不足に対応するために、掛金を追加拠出する場合の取扱いを示すことも有用かもしれない。

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応

18. 第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、以下のとおり対応することが考えられるがどうか。
- (1) 短期的に生じた積立金不足に対応するための掛金の追加拠出については、本資料第 14 項に記載のとおり、極めて限定的なケースにしか想定されないことを踏まえると、会計処理を明示する必要性は乏しいと考えられる。
 - (2) 労使間で給付を維持する旨の合意が規約以外の文書等で示された場合の取扱いについては、実務対応報告の文案において検討することが考えられる（資料(3)参照）。

ディスカッション・ポイント

会計上、企業は基本的に追加的な拠出義務を負っていないものとして取り扱うとする事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

(企業による一定の掛金の拠出)

19. 現行の退職給付会計基準における確定拠出制度の定義の中で「一定の掛金」が要件とされていることについても、特段の理由の記載はない⁸。「一定の」という表現は、一般的には、「定額」という意味と「予め定められている」という意味で用いられることが多いと考えられる。また、「定額」は同額の意味で用いられることもあると考えられる。
20. ここで、現在の法令上の確定拠出年金制度における掛金は、定額による方法（全加入者が同一の金額）又は定率による方法（給与等に一定率を乗じて算定した額）若

⁸ IFRS においても、「一定の掛金」(fixed contribution) の具体的な内容は、特段示されていない。

しくは定額による方法と定率による方法を組み合わせて算定する方法のいずれかで算定することとされている。この算定方法からは、毎期同額にはされていないため、「一定の掛金」は、同額を意味する「定額」を意味するわけではないものと考えられる。「定額」が同額を意味しない場合、「予め定められている」と同じ意味になるものと考えられる。

21. 本制度では、本資料第6項(5)に記載したように、リスク対応掛金は、その拠出方法が定められ、また、各期におけるリスク対応掛金の拠出相当額は、本制度の導入時に予め規約に定めることが想定されている。弾力拠出の場合においても、各期におけるリスク対応掛金の拠出相当額は本制度の導入時に規約に定めることが求められており、本制度の導入以降に企業の状況等に応じて拠出相当額を変動させることは認められていない。
22. したがって、仮に「一定」が「予め定められている」ことを指すとした場合は、リスク対応掛金の拠出方法に関わらず、本制度も「一定の掛金」の要件を満たすことになると考えられる。

第75回退職給付専門委員会で聞かれた意見

23. 「一定の掛金」に該当するかどうかを判断する際に、拠出方法及び各期における拠出相当額が予め定められていることに加えて、各期における拠出相当額に規則性を求める必要があるか。

第75回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応

24. この点、本資料第22項に記載のとおり、「一定」が「予め定められていること」を指すとした場合は、それに加えて、各期における拠出相当額に規則性が要求されていると考える根拠はないものと考えられる。

そのため、リスク対応掛金の拠出方法及び各期における拠出相当額が本制度の導入時に規約に予め定められているのであれば、均等拠出、定率拠出、弾力拠出のいずれの場合でも「一定の掛金」の要件を満たすことになると考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

本制度の掛金が「一定の掛金」に該当するという事務局の分析について、

ご意見をお伺いしたい。

(費用配分に関する論点)

25. 次に、仮に本制度が会計上、確定拠出制度として取り扱われる場合、要拠出額を費用処理することとなるが（退職給付会計基準第 31 項）、費用配分の観点から、「要拠出額」の考え方が論点となる。
26. ここで、会計上の確定拠出制度において費用として処理する毎期の「要拠出額」について、現在の法令上の確定拠出年金制度のように定額又は一定の率により定められる場合は、特段の論点はない。一方、リスク対応掛金については、本資料第 24 項に記載のとおり、確定給付制度と確定拠出制度のいずれに該当するかを判断するうえで、仮に「一定の掛金」に規則性が求められないとしても、確定拠出制度における費用配分については、規則性を求めるかどうか論点となり得ると考えられる。
27. 会計上の確定拠出制度における費用配分については、次の 2 つの考え方があり得ると考えられる。

(1) 案 A : 各期の費用処理額は規則的に計上される必要があるとする考え方

この案は、費用処理をする総額が決まっているため、それを毎期費用処理する上では、恣意性を排除し規則的に行うべきとの考えに基づく。

この考え方に基づくと、各期に拠出される金額が規則的に計上される均等拠出及び定率拠出は、拠出した額をそのまま費用処理することが考えられる。一方、弾力拠出は、一定の範囲で企業が任意で各期の拠出額を決定することが可能なため、拠出した額をそのまま費用処理することは費用配分の方法として適切ではないこととなる。

仮に弾力拠出について費用処理額が規則的に計上されるようにする場合、以下のような方法が考え得る。

「各期の費用処理額は、予定拠出期間で均等に拠出した場合の下限の額とする。各期の拠出額が下限の額を超える場合、その差額については資産（前払費用）として計上し、拠出が終了した後の期間に当該資産を取り崩して各期に費用処理する。」

(2) 案 B : 各期の費用処理額は規則的に計上される必要はないとする考え方

この案は、以下の考えに基づく。

- 一般に、労働サービスは計測ができないため、会計上、計上される報酬の額は支払った額で計上される。この点は、毎月の給与の他、臨時的に支払われる賞与についても同様であり、この観点からは、リスク対応掛金についても、支払いが規則的でなくても、支払った額をもって費用計上を行うことを否定する根拠がない。
- 総額が決まっているにせよ、リスク対応掛金の支払いは、将来発生し得るリスクに備えて標準掛金に追加する形で拠出するものであって、固定資産の償却とは異なり、一定の期間で規則的配分を行う根拠に乏しい。

この考え方に基づくと、均等拠出、定率拠出、弾力拠出のいずれの場合でも、毎期に拠出した額をそのまま費用処理することとなる。

28. この点、一般に、労働サービスは計測することが不可能なため、一般に、支払額をもって報酬費用とみなされており、賞与のように各期の支払額が変動する場合であっても、会計上は基本的にそのまま費用計上されている。リスク対応掛金についても、総額が決まっているにせよ、経済的耐用年数により費用配分する固定資産の償却とは異なり、そもそも各期における労働サービスの提供との対応関係は明らかではない。このため、本制度が会計上、確定拠出制度として取り扱われる場合、一定の期間で規則的配分を行うことを正当化する根拠が乏しいものと考えられる。

したがって、各期の費用処理額は規則的に計上される必要はないとする案Bの考え方が適切と考えられる。

第76回退職給付専門委員会で聞かれた意見

29. 第76回退職給付専門委員会では、本資料第28項に記載されている内容について、以下の意見が聞かれた。
- 一定期間の経過後に給付の減額調整に対応するために労使合意に基づいてリスク対応掛金を増額した場合において、掛金の増額分は実質的には特別掛金と同質のものと考えられるため、リスク対応掛金と特別掛金を明確に区分するのは困難ではないか。

第76回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応

30. この点、本資料第15項に記載のとおり、本制度は積立超過や積立不足が発生する制度ではなく、将来的に調整率の調整を通じて給付額を増減させることによって、

長期的には財政の均衡が図られることが想定されており、将来の給付額が固定されている既存の確定給付企業年金制度において、積立不足の発生時に追加で拠出する特別掛金とは性質が異なるものと考えられるがどうか。

第 328 回企業会計基準委員会で識別された論点

31. 前項までの論点に加えて、リスク対応掛金については当初に義務を負っていると考えられるため、リスク対応掛金の総額を負債として当初に全額認識すべきかどうか論点となり得る。

第 328 回企業会計基準委員会で識別された論点への対応

32. この点、本資料第 6 項に記載のとおり、企業は、将来の拠出分を含めたリスク対応掛金の総額について決定されるため、基本的に債務性を有すると考えられる（ただし、基金の解散又は規約の終了時には、リスク対応掛金の未拠出分の拠出は要求されない。）。

一方、リスク対応掛金は拠出すべき総額が決まっているものの、将来発生し得るリスクに備えて標準掛金に追加する形で拠出するものであって、過去に発生した積立不足等の事象に対応するものではなく、過去に発生した積立不足に対応する部分として拠出される特別掛金の拠出とは異なる。

また、「企業会計において退職給付の性格は、労働の対価として支払われる賃金の後払いであるという考え方に立ち、基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するもの」（退職給付会計基準第 53 項）との基本的な考え方によれば、将来発生し得るリスクに対応するリスク対応掛金の総額については、総額の債務性を有するとしても、労働サービスが提供されていないため、本制度の導入時に一時に費用認識することは適切ではないと考えられる。

33. なお、一時に費用認識しないとしても、総額の債務性に着目して、リスク対応掛金の総額を負債として計上し、見合いの資産を認識する方法も考えられる。ただし、本制度が会計上「確定拠出制度」に該当すると考える場合において、リスク対応掛金の総額を負債（未払金）として計上し、見合いの資産を計上することにより得られる情報は、必ずしも有用ではないと考えられる。また、リスク対応掛金の未拠出分の拠出は基金の解散又は規約の終了時には要求されないため、完全な債務性を有しているわけではなく、この点からも、必ずしも負債を認識する必要はないと考えられる。

第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

34. 第 76 回退職給付専門委員会では、本資料第 32 項及び第 33 項に記載した内容について、以下の意見が聞かれた。
- (1) 資産除去債務とは異なり、リスク対応掛金には将来の支払義務がないと整理すれば、資産及び負債の両建ての会計処理を否定できるのではないかと。
 - (2) 結論として、資産及び負債の両建ての会計処理の可能性を否定していない点に分かりにくい。
 - (3) 厚生年金基金制度で例外処理を採用している場合において、特別掛金が発生する場合でも資産及び負債を認識しない点との整合性も1つの理由として考えられる。

第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応

35. 第 33 項に記載した理由及び前項(3)により、上記の意見を踏まえて、リスク対応掛金の総額を当初に負債として認識することを要求しないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

リスク対応掛金も含めた掛金の毎期の拠出額を費用処理することが適切と考える点について、ご意見をお伺いしたい。

III. 退職給付制度間の移行等に関する取扱い

退職給付会計基準等における取扱い⁹

36. 退職給付制度間の移行等に関して、企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（以下「退職給付移行適用指針」という。）では、主に次の場合に関する会計処理を定めている。

⁹ 詳細は、別紙 3 に記載のとおりである。

- (1) 退職給付債務の増額又は減額の場合（退職給付制度間の移行又は制度の改訂による退職給付債務の支払等を伴わない増加部分又は減少部分が生じる場合）
- (2) 退職給付制度の終了の場合（退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合）

37. 上記のうち、「(1)退職給付債務の増額又は減額の場合」は、当該増額又は減額が退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当するものとして、各期の発生額を平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額について每期費用処理する。

当該増額又は減額が行われる前に発生した未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異については、従前の費用処理方法及び費用処理年数を継続して適用する（退職給付移行適用指針第12項）。

38. また、本資料第36項の「(2)退職給付制度の終了の場合」は、退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識する（退職給付移行適用指針第10項(1)）。

未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異については、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する（退職給付移行適用指針第10項(2)）。

既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行に関する会計処理

（移行の取扱いの検討）

39. 本制度は、法令上、確定給付企業年金法に基づいて実施することとされている。その上で、新規に本制度を設立するケース及び既存の確定給付企業年金制度について規約の変更によって本制度へ移行するケースの双方が想定されている。
40. 退職給付移行適用指針の制定時には、法令上、確定給付企業年金法に基づいて実施されるものの、会計上は確定拠出制度に分類する制度については想定されていなかったものと考えられる。そのため、仮に本制度を退職給付会計基準における確定拠出制度の定義を満たすものとした場合、既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行をどのように会計処理するかが論点となる。
41. この点、退職給付移行適用指針では、ある確定給付型の退職給付制度を他の確定給付型の退職給付制度に移行した場合には、退職給付債務の消滅と発生が同時に生じると考え、会計処理上は原則として移行前後の制度を一体のものとみなし、移行前

の退職給付制度については退職給付制度の終了には含めないこととされている。本資料第 36 項の「(1) 退職給付債務の増額又は減額の場合」がこれに該当する。

一方、退職給付制度が廃止された場合や退職給付制度に係る退職給付債務に相当する額がすべて支払われた場合には、当該制度に係る退職給付債務の状態を表すために「退職給付債務の消滅を認識することが適切と考えられる」との考え方や「未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異についても、一時の費用としない理由（退職給付会計基準第 67 項参照）は失われているものと考えられる」との考え方を踏まえて、退職給付制度間の移行等により退職給付債務が減少する退職給付制度の終了の会計処理を示すこととしたとされている。

このことから、退職給付制度の終了に該当するケースとは、「退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合」（本資料第 36 項(2)）をいい、退職給付制度間の移行において退職給付債務の減少と発生が同時に生じる場合は、退職給付制度の終了に該当しない。

42. ここで、本制度が会計上は確定拠出制度として取り扱われた場合は、既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行においては、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少するため、退職給付制度の終了として取り扱うことが適切と考えられる。
43. したがって、本制度を退職給付会計基準における確定拠出制度に分類する場合は、既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行は、既存の確定給付企業年金制度から法令上の確定拠出年金制度への移行と同様に、退職給付制度の終了として、既存の確定給付企業年金制度における退職給付債務の消滅を認識し、①終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額、及び、②終了部分に対応する未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を損益として認識することが考えられる。

(終了の会計処理の検討)

44. 既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行を退職給付制度の終了として取り扱う場合、本資料第 43 項に記載のとおり、本制度への移行の時点で、移行した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識することとなる。
45. ここで、実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上

の取扱い」(以下「実務対応報告第2号」という。)のQ11において、次の事項に該当するときには、掛金の拠出に相当すると考えられる範囲で、移行前の制度に係る退職給付に係る負債残高を移行後の制度に係る退職給付に係る負債として引き継ぐことが適当である旨が示されている。

- 原則法を採用していた確定給付型の退職給付制度から他の確定給付年金制度(複数事業主制度)への移行に際して、移行後の処理に例外処理を採用することとなる場合
- 移行後の制度において移行前の制度から実質的に引き継がれたと考えられる未積立額に係る掛金(一般に特別掛金が該当する。)を拠出することとなるようなとき

46. この点、既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行の場合、次の点に関して実務対応報告第2号のQ11と類似している面がある。

- 会計上の「確定給付制度」から会計上の「確定拠出制度」への移行という点が共通している。
(複数事業主制度における例外処理は、会計上の「確定拠出制度」に準じた会計処理を行うことから(退職給付会計基準第33項(2))、原則法を採用していた確定給付型の退職給付制度から他の確定給付年金制度(複数事業主制度)への移行で移行後に例外処理を採用する場合は、会計上の「確定給付制度」から会計上の「確定拠出制度」への移行となる。)
- 移行に際して、未積立額に係る特別掛金が存在し、本制度に引き継がれる場合がある。

47. このため、本制度への移行時において、過去の積立不足に対応する部分として特別掛金相当分を算定して拠出する場合は、実務対応報告第2号のQ11の取扱いと整合的に、特別掛金の未拠出額に相当すると考えられる範囲で、かつ、移行前の退職給付に係る負債に認識している範囲で、当該残高を退職給付に係る負債として引き継ぐことが適切と考えられる。

第75回退職給付専門委員会で識別された論点

48. 上記の論点に加えて、既存の確定給付企業年金制度にリスク対応掛金の仕組みを導入した後に本制度へ移行した場合において、未積立額に係るリスク対応掛金の会計処理も、同様に論点となり得る。

第 75 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応

49. リスク対応掛金の仕組みを導入した既存の確定給付企業年金制度においては、給付額が固定されているため、景気悪化等によって積立金が減少して積立不足が生じる可能性がある。この場合において、リスク対応掛金を特別掛金に振り替えることが認められており、特別掛金とリスク対応掛金との性格の差異は少ない可能性がある。第 48 項で聞かれた意見に対応するには、これらの点を整理する必要がある、一定程度審議に時間を要すると考えられる。現時点において当該仕組みを導入している企業はないことを踏まえると、この論点については、今後の普及状況等も勘案し、必要に応じて検討することとしてはどうか。

第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

50. 本制度の導入を検討する企業にとっては関心が高い点であり、移行のパターン毎に会計上の取扱いを示した方がよい。

第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応

51. 退職給付移行適用指針では、移行前の退職給付制度が確定拠出型である場合には本適用指針が適用されない旨が結論の背景に記載されており（退職給付移行適用指針第 19 項）、「本制度から既存の確定給付企業年金制度に移行する場合」及び「本制度から確定拠出年金制度へ移行する場合」の取扱いは、退職給付移行適用指針の記載からは導けない。

また、取扱いを明らかにするには、リスク対応掛金の未拠出額がある場合の取扱い等について検討を行う必要が生じる。この点を明らかにするには、一定程度審議に時間を要すると考えられ、現時点において本制度を導入している企業はないことから、リスク対応掛金の仕組みを導入していない既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行以外の移行パターンについては、今後の普及状況等も勘案し、必要に応じて検討することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

IV. 開示

退職給付会計基準等における取扱い

52. 退職給付会計基準では、確定給付制度及び確定拠出制度に係る注記事項を次のように定めている。

(1) 確定給付制度（退職給付会計基準第 30 項）

次の事項を連結財務諸表及び個別財務諸表において注記する。なお、②から⑪について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- ① 退職給付の会計処理基準に関する事項
- ② 企業の採用する退職給付制度の概要
- ③ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- ④ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ⑤ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
- ⑥ 退職給付に関連する損益
- ⑦ その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- ⑧ 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳
- ⑨ 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む。）
- ⑩ 数理計算上の計算基礎に関する事項
- ⑪ その他の退職給付に関する事項

(2) 確定拠出制度（退職給付会計基準第 32 項）

費用処理した要拠出額を確定拠出制度に係る退職給付費用として注記する。

開示

（「確定拠出制度」の概要に関する開示の追加）

53. 本制度を仮に会計上は「確定拠出制度」に分類した場合は、本制度の創設により、複数の制度が会計上の確定拠出制度に該当することとなるため、財務諸表利用者の理解可能性を高めるために、企業が採用した本制度の概要についても注記事項とす

ることが考えられる¹⁰。

54. 制度の概要の注記としては、本制度の場合、例えば、本資料第6項に記載した本制度の特徴（標準掛金相当額他にリスク対応掛金相当額が、予め規約に定められること、毎年度における本制度の財政状態に応じて給付額が増減し、本制度の財政の均衡が図られること等）を記載することが考えられる。

第76回退職給付専門委員会で聞かれた意見

55. 第76回退職給付専門委員会において、制度の概要の注記を記載する点について、以下の意見が聞かれた。
- 本制度の概要の注記に関して、事務局提案のように本制度の特徴を詳細に記載すると、定量的に得られる情報に比して、注記事項としては長くなりすぎるのではないか。

第331回企業会計基準委員会で聞かれた意見

56. 第331回企業会計基準委員会において、制度の概要の注記を記載する点について、以下の意見が聞かれた。
- 本制度が新たな企業年金制度である点や労使合意が重要な要素である点を踏まえると、本制度の特徴を踏まえた内容の開示を検討すべきである。

第76回退職給付専門委員会及び第331回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応

57. 第76回退職給付専門委員会等で聞かれた意見については、今後、実務対応報告等の文案において検討することが考えられるかどうか。

(制度ごとの記載の要否)

58. 本制度を仮に会計上は「確定拠出制度」に分類した場合は、現行の退職給付会計基

¹⁰ なお、財務諸表等規則では、確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記として、当該事項の注記が求められている（財務諸表等規則第8条の13の2）。

準をベースにすると、法令上の確定拠出年金制度において費用処理した要拠出額等も含めた要拠出額の総額のみを注記することとなり、制度ごとに分けて注記することは求められていない。

59. ここで、本制度の創設により、複数の制度が会計上の確定拠出制度に該当することとなり、法令上の確定拠出年金制度と本制度とは制度内容が異なるため、制度ごとに分けて費用処理した要拠出額の注記を求めるかどうか論点となり得る。
60. この点、現行の退職給付会計基準においては確定給付制度における注記事項について、連結財務諸表に国内外の複数の退職給付制度が含まれる場合、「国内の制度と国外の制度などの地域別に区別して開示することも妨げられないものと考えられる」¹¹とあるものの、制度ごとに分けて注記することは求められていない（制度ごとに分けないことについて、特段の理由の記載はない。）
61. このため、仮に確定拠出制度に関する注記事項について制度ごとに分けて注記することを求める場合は、確定給付制度に関する注記事項について制度ごとに分けた注記を求めていることと整合しないと考えられる。
62. したがって、会計上「確定拠出制度」に分類された制度について、制度ごとに区分した要拠出額を注記することは不要と考えられる。

(リスク対応掛金に関する将来キャッシュ・フローの開示の要否)

63. リスク対応掛金は、本制度の導入時に、「将来発生するリスク」を測定し、その水準を踏まえて、拠出する総額を決定するため、本制度の導入時に決定したリスク対応掛金の総額は確約した債務であり、将来のキャッシュ・フローの予測に資する情報を財務諸表利用者に提供する観点から、リスク対応掛金の拠出総額及び未拠出額を注記事項として要求するかどうか論点になると考えられる。当該注記事項は、本制度に限らず、既存の確定給付企業年金制度にリスク対応掛金を導入する場合にも検討対象になると考えられる。
64. この点、リスク対応掛金の拠出総額及び未拠出額には一定の有用性があるものの、当該事項のみが注記事項として記載されたとしても、企業全体の将来のキャッシュ・フローを予測することは困難であり、当該情報の有用性は限定的と考えられる。
65. また、リスク対応掛金と類似した内容のものとして、確定給付制度における特別掛金があるが、現行の退職給付会計基準において、特別掛金の拠出総額や未拠出額は

¹¹ 企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第116項

開示が求められていない。仮にリスク対応掛金の総額及び未拠出額を注記事項として要求する場合には、確定給付制度において特別掛金の拠出総額や未拠出額の開示を求めていることと整合しないと考えられる。

66. したがって、リスク対応掛金の拠出総額及び未拠出額に関する情報の有用性と、確定給付制度における特別掛金の拠出総額及び未拠出額に関する注記を求めていることとの整合性を考慮すると、当該情報に関する開示は不要と考えられる。

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

67. 第 331 回企業会計基準委員会では、リスク対応掛金の拠出総額及び未拠出額の開示を求めない点について、以下の意見が聞かれた。

- 財務諸表利用者が現行の確定拠出年金制度と本制度との差異を把握するためには、何らかの追加開示が必要と考えており、リスク対応掛金の拠出総額を当初に負債として認識しないのであれば、注記情報として当該情報を提供する必要がある。

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応

68. 上記第 67 項に記載した意見を踏まえると、現行の確定拠出年金制度と本制度との差異に関する情報を財務諸表利用者に提供する観点から、リスク対応掛金の総額と各期における未拠出額の開示を求めることが考えられるかどうか。

(本制度におけるリスク対応掛金に関する損益情報の開示の要否)

69. 本制度においては、予め定められたリスク対応掛金の総額を、複数の拠出方法又は拠出期間により費用配分することが想定されている。この点、損益情報の比較可能性の観点から開示を要求するかどうか論点になると考えられる。この点、次の 2 つの方法が考えられる。

- (1) 案 1：本制度においてリスク対応掛金の拠出方法、拠出残存年数等の開示事項を設ける方法

この案は、企業が選択する拠出方法又は拠出期間によって各期の費用処理額が異なるため、企業間の財務業績の比較可能性の観点から、開示を求めるものである。例えば、次のような事項を注記事項として要求することが考えられる。

- リスク対応掛金の拠出方法及び拠出残存年数
 - リスク対応掛金の拠出方法が均等拠出の場合：拠出方法に、拠出予定年数（5年以上20年以内）も含めて記載することが考えられる。
 - リスク対応掛金の拠出方法が定率拠出の場合：拠出方法に、定率の率（15%以上50%以下）及び拠出予定年数も含めて記載することが考えられる。
 - リスク対応掛金の拠出方法が弾力拠出の場合：拠出方法に、最長の拠出予定年数（5年以上20年以内）及び最短の拠出予定年数（5年以上10年以内）も含めて記載することが考えられる。また、拠出残存年数は、最長の拠出残存年数（翌期以降を下限の額で継続的に拠出した場合）と、最短の拠出残存年数（翌期以降を上限の額で継続的に拠出した場合）を記載することが考えられる。
- リスク対応掛金の当期の拠出相当額

(2) 案2：本制度においてリスク対応掛金に関する開示事項を設けない方法

この案は、本資料第27項の案Bと同様に、以下の理由により、特段、リスク対応掛金に関する損益情報の開示は必要がないとするものである。

- 一般に、労働サービスは計測ができないため、会計上、計上される報酬の額は支払った額で計上される。この点は、毎月の給与の他、臨時的に支払われる賞与についても同様であり、この観点からは、リスク対応掛金についても、支払いが規則的でなくても、支払った額をもって費用計上を行うことを否定する根拠がない。
- 総額が決まっているにせよ、リスク対応掛金の支払いは、将来発生し得るリスクに備えて標準掛金に追加する形で拠出するものであって、固定資産の償却とは異なり、一定の期間で規則的配分を行う根拠に乏しい。

70. この点、リスク対応掛金の拠出方法や拠出残存年数等を開示したとしても、当該情報のみでは本制度全体の損益情報を把握することは困難であり、損益情報の比較可能性を高めるためには、リスク対応掛金以外も含めた本制度全体の掛金に関する損益情報（例えば、標準掛金の算定方法等）も一体で開示する必要があると考えられる。

しかしながら、本制度全体の掛金に関する損益情報の開示を要求する場合は、費用処理した要拠出額のみ注記を求めている「確定拠出制度」の取扱いと整合しな

いと考えられる。よって、この観点からは、上記の案2に記載のとおり、リスク対応掛金に関する開示事項を設けない取扱いとすることが考えられる。

第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

71. 第 76 回退職給付専門委員会では、リスク対応掛金の損益情報の開示に関する以下の意見が聞かれた。

- 利用者としては、将来予想に資する情報の追加的な開示が何らかの形で必要と考えており、例えば、IAS 第 19 号「従業員給付」で要求されている確定給付制度の開示事項を参考にして、翌期の予想拠出額の開示が有用と考えている。
- 標準掛金とリスク対応掛金は変動性等の観点で性質が異なるため、リスク対応掛金に関する追加的な開示事項は必要である。
- 情報の有用性の観点では、本制度の概要の部分で詳細に説明するのではなく、要拠出額の内訳として本制度における要拠出額を記載すべきではないか。

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

72. 第 331 回企業会計基準委員会では、リスク対応掛金の損益情報の開示に関する以下の意見が聞かれた。

- 財務諸表利用者の理解可能性を高めるために、費用処理した金額の内訳を注記することを検討すべきではないか。

第 76 回退職給付専門委員会及び第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応

73. 第 76 回退職給付専門委員会等で聞かれた意見については、本資料第 70 項にも記載したとおり、リスク対応掛金の拠出方法や拠出残存年数等を開示したとしても、当該情報のみでは本制度全体の損益情報を把握することは困難なため、当該情報の有用性は限定的であり、損益情報の比較可能性を高めるためには、例えば、リスク対応掛金以外にも含めた本制度全体の掛金に関する以下の損益情報も一体で開示する必要があると考えられる。

- 標準掛金相当額の算定方法（予定利率、予定昇給率、予定死亡率、予定脱退率

等)、拠出方法及び毎期の拠出相当額

- 特別掛金相当額の算定方法、拠出方法、拠出残存年数及び当期の拠出相当額
- リスク対応掛金相当額の算定方法、拠出方法、拠出残存年数及び当期の拠出相当額

74. しかしながら、本制度のみに上記の損益情報の開示を要求する場合は、費用処理した要拠出額のみ注記を求めている「確定拠出制度」の取扱いと大きく異なると考えられ、今回の検討範囲を超えるものと考えられる。したがって、リスク対応掛金に関する損益情報の開示を求めないこととしてはどうか。

(本制度における開示全般)

75. 第 76 回退職給付専門委員会及び第 331 回企業会計基準委員会では、上記以外で本制度の開示全般に関する以下の意見が聞かれた。

- 開示事項の内容は現行の退職給付会計基準の検討時に一旦整理されており、本制度の導入を契機として、開示事項の見直しを検討すべきではない。
- 会計処理と開示は一体で検討すべきであり、本制度を会計上の「確定拠出制度」に分類するのであれば、開示事項も他の「確定拠出制度」と同様に取り扱うべきであり、本制度におけるリスク対応掛金に関する固有の開示事項を要求すべきではない。

ディスカッション・ポイント

上記の事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

以上

国際的な会計基準における退職給付会計基準上の分類

(IFRS における取扱い)

1. IAS 第 19 号「従業員給付」では、「確定拠出制度」及び「確定給付制度」を次のように分類している (IAS 第 19 号第 8 項)。

- (1) 確定拠出制度

退職後給付制度のうち、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないもの

- (2) 確定給付制度

確定拠出制度以外の退職後給付制度

2. また、「確定拠出制度」及び「確定給付制度」の会計処理の概要について、次のように規定されている。

- (1) 確定拠出制度 (IAS 第 19 号第 50 項)

確定拠出制度の会計処理は、報告企業の各期の債務が当該期間に対して拠出すべき金額によって決定されるため、単純である。したがって、当該債務又は費用を測定するための数理計算上の仮定は必要なく、数理計算上の差異が生じる可能性はない。また、当該債務は割引をせずに測定する。ただし、従業員が関連する勤務を提供した年次報告期間の末日後 12 か月以内にすべてが決済されると予想されない場合は除く。

- (2) 確定給付制度 (IAS 第 19 号第 55 項)

確定給付制度の会計処理は、債務及び費用を測定するために数理計算上の仮定が必要とされ、数理計算上の差異の可能性が存在するので複雑である。さらに、当該債務は、従業員が関連する勤務を提供してから長年経過した後に決済されることもあるため、当該債務は割引現在価値で測定される。

3. 「確定給付制度」と「確定拠出制度」の区別に関する他の規定は、別紙 2 のとおりである。

(米国会計基準における取扱い)

4. 米国会計基準の Topic 715「報酬－退職給付」では、「確定給付年金制度」及び「確

定拠出年金制度」を次のように分類している（715-30-20 項）。

(1) 確定拠出年金制度

提供された勤務の見返りに年金給付を行うが、各加入者に個人勘定を設定し、当該個人が受給する給付の金額を定めるのではなく、個人勘定への拠出額がどのように決定されるのかを定めている制度。確定拠出年金制度では、加入者が受け取る給付は、当該加入者の勘定に拠出された額、当該拠出金の投資から得られた収益、及び当該加入者勘定に配分される場合の他の加入者に対する給付の没収金のみ依存する。

(2) 確定給付年金制度

提供される年金給付の金額を定めている制度。金額は通常、年齢、勤務年数、報酬等の1つ又は複数の要素の関数として定められている。本基準書の目的上、確定拠出年金制度でない年金制度は、すべて確定給付年金制度である。

以 上

「確定給付制度」と「確定拠出制度」の区別に関する関連規定

(IAS 第 19 号)

1. IAS 第 19 号では、「確定給付制度」と「確定拠出制度」の区別に関して、次のとおり規定している。
 - (1) 退職後給付制度は、その主要な規約や条件に由来する制度の経済的実質により、確定拠出制度又は確定給付制度のいずれかに分類される (IAS 第 19 号第 27 項)。
 - (2) 確定拠出制度においては、企業の法的債務又は推定的債務は、企業が基金に拠出をすることに同意した金額に限定される。したがって、従業員が受け取る退職後給付の金額は、企業（及び場合によっては従業員）が退職後給付制度又は保険会社に支払った掛金額と、当該掛金から発生する投資収益とによって決定される。その結果、数理計算上のリスク（給付が予想したよりも少なくなるリスク）及び投資リスク（投資された資産が予想される給付を満たすのに不十分となるリスク）は、実質的に従業員が負担する (IAS 第 19 号第 28 項)。
 - (3) 企業の債務が、基金に拠出をすることに同意した金額に限定されない場合の例としては、次のようなことを通じて企業が法的債務又は推定的債務を有する場合がある (IAS 第 19 号第 29 項)。
 - ① 制度の給付算定式のうち、単に掛金額に連動するのではなく、資産が当該制度の給付算定式における給付を行うのに不十分な場合には追加の拠出を企業に要求するもの
 - ② 制度を通じての間接又は直接のいずれかによる、拠出に係る特定の収益率の保証
 - ③ 推定的債務を生じさせる非公式の慣行。例えば、企業にたとえそのようにする法的義務がなくとも、インフレーションの進行に合わせて以前の従業員の給付を増加させてきた実績がある場合には、推定的債務が生じることがある。
 - (4) 確定給付制度においては、(a) 企業の義務は、合意した給付を現在及び以前の従業員に支給することであり、(b)（給付が予想よりも多くのコストを要するという）数理計算上のリスク及び投資リスクは、実質的に企業が負担する。数理計算上又は投資の実績が予想より悪い場合には、企業の債務は増加するであろう (IAS 第 19 号第 30 項)。
2. IAS 第 19 号の 2011 年改訂では、上記第 1 項(3)①のうち、「資産が当該制度の給付算定式における給付を行うのに不十分な場合には追加の拠出を企業に要求するも

の」という文言が追加された。IAS 第 19 号 BC 第 30 項の中で、その理由を次のように規定している。

2011 年に行った修正では、給付算定式の存在だけでは確定給付制度は創出されず、その給付算定式で定められた給付を履行するために追加的な金額を拠出するという法的債務又は推定的債務を創出するような、給付算定式と拠出との間の関連付けが存在する必要があることを明確にしている。

この第 29 項の修正は、十分な制度資産がある場合に支払われる給付が給付算定式により決定されるが、当該給付を支払うのに十分な制度資産がない場合に事業主に追加拠出の支払を要求していない場合に生じる可能性のある懸念に対処したものである。実質上、給付支払は給付算定式と利用可能な制度資産のいずれか低い方に基づく。当該修正により、このような制度は確定拠出制度であることが明確にされている。

以 上

退職給付制度間の移行等に関する取扱い

退職給付移行適用指針の概要

(用語の定義)

1. 企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(以下「退職給付移行適用指針」という。)では、退職給付制度間の移行等に関する用語を次のように規定している。

- (1) 退職給付債務の増額又は減額

退職給付制度間の移行又は制度の改訂による退職給付債務の支払等を伴わない増加部分又は減少部分をいい、退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当する(退職給付移行適用指針第9項)。

- (2) 退職給付制度の終了

退職金規程の廃止等のように退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合をいう(退職給付移行適用指針第4項)。

「支払等」には、年金資産からの支給又は分配、事業主からの支払又は現金拠出額の確定、及び確定拠出年金制度への資産の移換が該当する(退職給付移行適用指針第4項)。

- (3) 大量退職

工場の閉鎖や営業の停止等により、従業員が予定より早期に退職する場合であって、退職給付制度を構成する相当数の従業員が一時に退職した結果、相当程度の退職給付債務が減少する場合をいう(退職給付移行適用指針第8項)。

(会計処理)

2. 退職給付移行適用指針では、退職給付制度間の移行等に関する会計処理を次のように規定している。

- (1) 退職給付債務の増額又は減額¹²

¹² 当該会計処理が適用される具体例として、確定給付型の退職給付制度の将来勤務に係る部分を改訂し、将来勤務に係る部分を確定拠出年金制度へ移行する場合等が挙げられている(退職給付移行適用指針第13項)。

退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当するため、原則として、各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理し、当該増額又は減額が行われる前に発生した未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額については、従前の費用処理方法及び費用処理年数を継続して適用する(退職給付移行適用指針第12項)。

(2) 退職給付制度の終了¹³

- ① 退職給付会計基準は、退職給付制度が廃止された場合等の会計処理について特段明示していないが、このような場合は退職給付債務の消滅を認識することが適切と考えられるため(退職給付移行適用指針第27項)、退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識する(退職給付移行適用指針第10項(1))。終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する(退職給付移行適用指針第28項)。
- ② 未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は、一時の費用としない理由¹⁴が失われているものと考えられるため(退職給付移行適用指針第27項)、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する(退職給付移行適用指針第10項(2))。
- ③ 上記①及び②で認識される損益は、退職給付制度の終了という同一の事象に伴って生じたものであるため、原則として、特別損益に純額で表示する(退職給付移行適用指針第10項(3))。
- ④ 上記内容に関連して、実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下「実務対応報告第2号」という。)では、退職給付制度の終了時点について、次のように規定されている(実務対応報告第2号Q1及びQ3)。

➤ 退職給付制度が廃止された場合(全部終了)には、廃止日をもって事業主

¹³ 当該会計処理が適用される具体例として、退職金規程の廃止や厚生年金基金制度の解散、確定給付年金制度の全部又は一部の確定拠出年金制度への資産の移換等が挙げられている(退職給付移行適用指針第11項)。

¹⁴ 一時の費用として認識しない理由として、過去勤務費用の発生要因である給付水準の改訂等が従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに行われる面があること、また、数理計算上の差異には予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されることから各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとはいえない面があること等が挙げられている(退職給付会計基準第67項(1))。

と従業員の権利義務は明確に変わる事となるため、退職給付制度の終了の時点は当該廃止日と考えられる。

- 退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合（一部終了）には、退職給付制度の改訂規程等の施行によって事業主と従業員の権利義務は明確に変わる事となるため、退職給付制度の終了の時点は当該施行日（改訂された規程や規約の適用が開始される日）が適当であると考えられる。例えば、確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度へ資産を移管する場合は、移管を伴う改訂規程等の施行日が、当該退職給付制度の終了時点と考えられる。

(3) 大量退職

大量退職における退職給付の支払等を伴う減少部分の会計処理は、退職給付制度の一部終了に準ずる（退職給付移行適用指針第8項）。

＜参考＞IFRSの取扱い

（用語の定義）

3. IAS第19号では、「制度改訂」、「清算」及び「縮小」を次のように規定している。

(1) 制度改訂（IAS第19号第104項）

企業が確定給付制度を導入若しくは廃止するか、又は既存の確定給付制度の下で支払うべき給付を変更する場合に発生する。

(2) 清算（IAS第19号第111項）

確定給付制度の下で支給する給付の一部又はすべてについて、すべての追加的な法的債務又は推定的債務を解消する取引を企業が行う時に発生する。

(3) 縮小（IAS第19号第105条）

企業が制度の対象となる従業員数を大幅に削減する場合に発生する。縮小は、工場の閉鎖、事業の廃止、又は制度の終了若しくは停止などの独立した事象から生じることがある。

（会計処理）

4. IAS第19号では、「制度改訂」、「清算」及び「縮小」に関する会計処理を次のように規定している。

(1) 制度改訂

過去勤務費用として、制度改訂の発生時に損益として認識する（IAS 第 19 号第 103 項）。

(2) 清算

清算損益として、清算の発生時に認識する（IAS 第 19 号第 110 条及び第 111 条）。
清算損益は、「清算される確定給付制度債務の現在価値（清算日現在で算定）」
と「清算価格」の差額として算定される（IAS 第 19 号第 109 条）。

(3) 縮小

過去勤務費用として、縮小の発生時に損益として認識する（IAS 第 19 号第 103 項）。

以 上